

奈良県告示第二百九十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県中和土木事務所長から報告があつた。

令和二年十一月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定の場所（令和二年十月二十三日現在の地番による。）

桜井市大字谷四二八番一の一部、四五三番の一部、四五四番の一部、四五九番の一部

二 申請者氏名 内本高雄

三 申請者住所 北葛城郡広陵町大字疋相二五五番地二二

四 道路の幅員 六・〇〇メートル

五 道路の延長 二七・八〇メートル

六 指定年月日 令和二年十一月十三日

七 指定番号 中土第R〇二〇四号